

# 医療事故調査制度について

2024年2月12日

患医連記念シンポジウムにて

鈴木利廣

1



## 目次

1. 基本的考え方
2. 現行制度と問題点
  - (1) 「医療事故」該当性の判断
  - (2) 院内調査
  - (3) センター調査
3. まとめ



2



## 1. 基本的考え方

- (1) 医師中心主義から患者・被害者中心主義への改革
- (2) 医療事故対策の目的
  - ① 被害の回復・救済
  - ② 事故防止
  - ③ 紛争解決
- (3) そのための医療事故調査制度

3



## 2. 現行制度

- (1) 医療機関管理者の医療事故の認識
- (2) 医療事故調査・支援センターへの報告と遺族への説明
- (3) 院内調査と調査報告書のセンターへの送付
- (4) 院内調査結果の遺族への説明
- (5) センターへの申入によるセンター調査
  - ① 部会調査報告書案作成
  - ② センター総合調査委員会での検討に基づくセンター調査報告書作成・交付
  - ③ 報告書に関する質問と回答

4



## 2-2. 問題点

- (1) 医療機関管理者による「医療事故」該当性判断
- (2) 院内調査
  - ① 中立性確保のための外部委員の任意参加
  - ② 院内調査報告書の遺族への交付義務なし
  - ③ 調査における評価基準の不統一
  - ④ 「医療事故」該当性のない事案の院内調査の義務なし

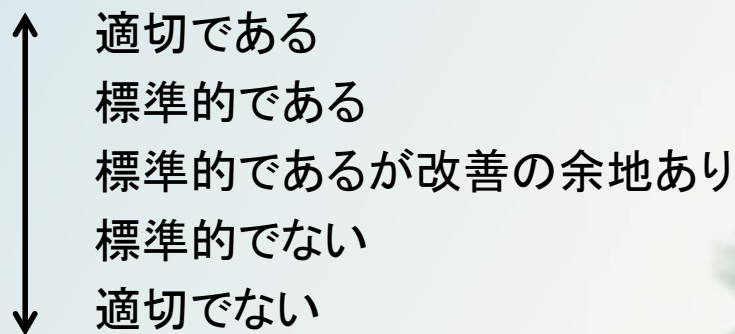
5

### (3) センター調査項目

- ① 臨床経過
- ② 死因
- ③ 臨床経過に関する検証
- ④ まとめ
- ⑤ 再発防止策
- ⑥ 要約

6

### ③ 臨床経過に関する検証（現行の評価基準）



### 最高裁平成8年1月23日判決

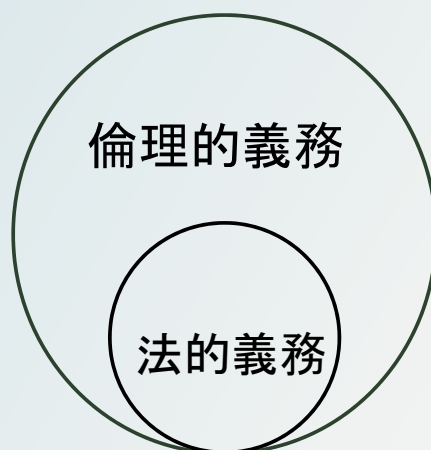
「医師の注意義務の基準となるべきものは、一般的には診療当時のいわゆる臨床医療の実践における医療水準である。」「医療水準は、医師の注意義務の基準（規範）となるべきものであるから、平均的医師が現に行っている医療慣行とは必ずしも一致するものではなく、医師が医療慣行に従った医療行為を行ったからといって、医療水準に従った注意義務を尽くしたと直ちにいうことは出来ない。」

## ③-2 臨床経過に関する検証・評価のあり方

- (1) 「医療臨床倫理」の視点による評価
- (2) 「医療臨床倫理」は科学的根拠や法的評価を含むもの


9

## 倫理的義務と法的義務の関係



10


## 医療行為に関する法的義務(最高裁判決等)

- a. 一般的注意義務
    - ・最善注意義務、万全注意義務
    - ・安全配慮義務
  - b. 医的侵襲を伴う医療行為の適法化要件
    - ・医学的適応性(有効性と危険性のバランス)
    - ・インフォームド・コンセントの保障
    - ・危険性に関する付随的義務の履行
  - c. 診断・治療義務としての医療水準
  - d. 医療法の理念
    - ・医療安全の確保、良質かつ適切な医療
- 

11

### ③-3 現行評価の問題点

医療事故調査制度が「再発防止を図る制度であって、責任追及のための制度でない」ことから、法的評価が軽視されている？



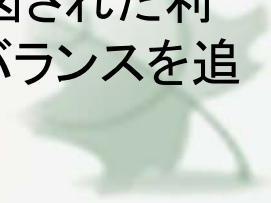
12

## 医師の倫理綱領

### (1) 世界医師会(2022年10月改定)

#### 患者に対する義務

「14 医師は、患者の健康と well being を最優先することを約束し、患者の最善の利益のためにケアを提供しなければならない。その際、医師は患者に対する危険を防止、または最小化するよう努め、患者に対して意図された利益と潜在的な危害との間の正のバランスを追及しなければならない。」



13

### (2) 日本医師会(2022年3月改定)

\*「患者安全」に関する記述は見当たらない

14





### 3. まとめ

- 現行の医療事故調査制度は医療現場の現状を肯定しているが、
- 本来、患者の権利(適切・安全・平等な医療を受ける権利)の視点から制度改善すべき
- 「医療基本法」構想から医師の専門職としての位置づけの明確化を